

その他の施策

(別添の環境省施策体系の中で、重点的に評価する施策以外の全ての施策)

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 1 - (2)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	オゾン層保護対策	担当部局	地球環境局
		評価者	フロン等対策推進室長 榎林 茂夫

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	1 章	地球規模の大気環境の保全に関する国際的枠組みの下での取組と新たな国際的枠組みづくり
施策(節)	1 節	1 地球規模の大気環境の保全	施策(節)	1, 3 節	オゾン層の保護、オゾン層保護対策
その他関連する個別計画		京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	<p>< 施策の概要及び求める成果 > オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。</p>				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > 代替フロン等による地球温暖化対策に資する予算を含む。
	金額(単位:千円)	111,062	108,678	91,229	
	一般会計	111,062	108,678	91,229	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

指 標 名	単 位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
(参考) 南極のオゾンホール面積	万 km ²	2,868	2,423	2,797	-	-
<p>オゾンホールはほぼ毎年大規模に発達しており、現時点でオゾンホールに縮小する兆しがあるとは判断できない。また、我が国、特に札幌上空のオゾン全量は減少傾向にある。(北海道における環境省の測定データに基づく。評価期間について、CFC-12 は 1997 年 1 月以降、それ以外の物質は 1996 年 1 月以降。)</p> <p>国内 2 地点におけるオゾン層破壊物質及びハイドロフルオロカーボン(HFC)の大気中濃度、オゾン全量を測定するとともに、平成 16 年度までのオゾン層破壊の状況等について評価・公表を行った。</p> <p>業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収を徹底するため、フロン回収破壊法の改正法案を平成 18 年通常国会に提出(3 月)した。</p> <p>クロロフルオロカーボン(CFC)等のオゾン層破壊物質については既に大気中濃度が低下していることもあり、規制の有効性が科学的にも示されているといえる。しかしながら、長期的にはオゾン量の減少は継続しており、また、段階的生産規制の途上にあるハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)やハロンの大気中濃度は増加傾向にあることから、その成果は十分でない。</p>						

残された課題・新たな課題

改正フロン回収破壊法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率の向上に向けた取組の強化、冷媒以外の用途におけるフロン類の排出抑制対策の検討。
途上国におけるオゾン層破壊物質の削減・回収破壊対策の推進

今後の取組

改正フロン回収破壊法成立後の円滑な施行を期するため、新たに導入する行程管理制度の詳細設計等を行い、実施に向けた周知徹底を図る。
ノンフロン製品の普及方策の検討等、脱フロン社会の実現に向けた施策を重点的に実施する。
途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図る。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 1 - (3)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	酸性雨・黄砂対策	担当部局	地球環境局
		評価者	環境保全対策課長 小川 晃範

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	2 章	大気環境の保全
施策(節)	1 節	1 地球規模の大気環境の保全	施策(節)	2 節	酸性雨・黄砂に係る対策
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 東アジア地域において、「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)」及び調査研究を国際的に協調して進め、国内においては長期モニタリング計画に基づくモニタリングの実施を行うことにより、酸性雨対策を推進するとともに、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワークの確立及び国内モニタリングを進めることで黄砂対策を推進する。				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	563,624	499,459	468,582	
	一般会計	563,624	499,459	468,582	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

EANET は 2001 年(平成 13 年)から本格稼働を開始し、共通手法を用いた酸性雨モニタリングなどの活動を推進している。我が国は、EANET のネットワークセンターに指定されている(財)日本環境衛生センター酸性雨研究センターと協力しつつ EANET への積極的な貢献に努めている。国内においては、EANET の手法に併せた長期モニタリング計画に基づき調査を行い、酸性雨による影響等について評価しており、目標達成に向け進展があった。 黄砂については、アジア開発銀行等による国際プロジェクトに貢献するとともに、国内におけるモニタリングを推進しており目標達成に向け進展があった。

残された課題・新たな課題

EANET の活動基盤の強化等将来的な発展についての協議。 これまでの国内酸性雨調査結果の総括的分析等による一部湖沼周辺における酸性雨の影響の疑いに対する対策。 アジア開発銀行等による国際プロジェクトにおける、黄砂のモニタリングネットワーク構築等の検討。

今後の取組

EANET については、将来的な発展について協議されることとなっており、この協議に我が国として意見を提案する等積極的に貢献する。 国内における酸性雨の影響が疑われる一部湖沼周辺において酸性化のメカニズムの解明等に向けた重点的な調査を実施する。 アジア開発銀行等による国際プロジェクトについては、特に我が国に多くの専門家を有する黄砂モニタリングの分野において技術協力するなど積極的に貢献するとともに、国内におけるモニタリングネットワークを整備する。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 1 - (4)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	海洋環境の保全	担当部局	地球環境局
		評価者	環境保全対策課長 小川 晃範

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	3 章	水環境 土壌環境 地盤環境の保全
施策(節)	1 節	3 水環境 土壌環境 地盤環境の保全	施策(節)	4,8 節	海洋環境の保全 他
	4 節	6 地球環境保全に関する国際的枠組みの下での取組と新たな国際的枠組みづくり			
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	<p>< 施策の概要及び求める成果 ></p> <p>海洋環境保全に関する各条約()及び国内法の着実な実施を図るとともに、国連環境計画が推進する日本海及び黄海を対象とした「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」に基づく取組等により、国際的な連携の下で廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進する。 <small>(:事後評価シート内政策手段等の欄にて記載)</small></p>				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	203,230	187,896	224,028	
	一般会計	203,230	187,896	224,028	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

国際的な連携の下での海洋汚染防止対策については、油、有害液体物質等、廃棄物について、各種の規制措置を講じてきており、これにより海洋汚染の未然防止が図られ、目標達成に向け進展が見られるが、新たな条約の発効等に伴う規制の強化への対応や、継続的な監視、国際協力への貢献等の観点から、引き続き各種施策を積極的に講じていく必要がある。

残された課題・新たな課題

これまでの検討結果を踏まえ、ロンドン条約 96 年議定書の締結に向けた国内制度の確立と、制度の運用に向けた取組。

NOWPAP については、活動を指揮、推進する中枢機関の RCU(地域調整ユニット)の本格的活動、NOWPAP 活動のさらなる活性化のための体制作り。

パラスト水条約の発効に備え、更に基礎情報の収集を行うとともに、対応体制の整備を進める。

海洋における大規模な有害液体物質流出事故に対する準備等を定めた「2000 年の危険物質及び有害物質による準備、対応及び協力に関する議定書」(以下「OPRC-HNS 議定書」という。)の発効に備え、情報収集を行うとともに、環境面からの国内体制を整備する。

漂着・漂流ゴミについて、海外に起因するものへの対応として、近隣諸国との協力体制を検討し、漂着ゴミの漂流予測手法等を構築していく。

今後の取組

ロンドン条約 96 年議定書の締結に向けて、国内制度のうち海洋施設の投棄のガイドライン策定等、未対応の部分について整備する。

NOWPAP 活動のさらなる活性化のため各機関との連携体制を構築して、各プロジェクトの実施を推進するために各国に設置された各 RAC(地域活動センター)の研究成果を共有する。

パラスト水条約の発効に向けて、引き続き国内体制を整備する。

OPRC-HNS 議定書の締結に向けた環境面からの国内体制を、早急に進める必要があるため、環境保全の観点からの事故対策マニュアルの策定等、環境省が実施すべき措置の検討を行う。

海外から我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて近隣諸国との協力を推進し、漂着ゴミの漂流予測手法の構築を進める。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 3 - (1)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	水環境の保全	担当部局	水・大気環境局
		評価者	水環境課長 紀村 英俊

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	3 章	水環境、土壌環境、地盤環境の保全
施策(節)	1 節	3 水環境、土壌環境、地盤環境の保全	施策(節)	3,6 節以外	環境保全上健全な水循環の確保他
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準等の目標を設定し、水利用の各段階における負荷の低減を図ることにより同目標の達成、維持を図るとともに、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組等を推進する。				
	予算動向	H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	2,417,938	2,458,947	921,681	
	一般会計	2,417,938	2,458,947	921,681	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

指標名	単位	H14 年度	H15 年度	H16 年度	目標値	H - 年度
健康項目基準達成率	%	99.3	99.3	99.3		100 (: 数値詳細は 欄)
生活環境項目基準達成率()		81.7	83.8	85.2		
地下水基準達成率		93.3	91.8	92.2		

水質に係る環境基準の設定とその達成・維持のための取組(水質汚濁防止法に基づく排水規制等)を着実に実施した結果、環境基準の達成状況に着実に成果が顕れている。しかしながら、公共用水域における生活環境項目及び地下水質の環境基準の超過が見られる等成果が十分ではない水域等が依然としてある。

残された課題・新たな課題

水質環境基準等について、最新の知見を踏まえ、農薬等に関する項目の見直し及び国の類型指定水域(人工湖等)の類型見直しの必要性の検討、誰もが実感できる水環境の目標の設定。
未規制発生源対策や水生生物の保全の観点も含めた水環境への負荷の低減について継続した検討。
硝酸性窒素等による地下水汚染対策の推進。
公共用水域、地下水の常時監視及び地盤沈下監視における効率的なモニタリングの確立。
流域毎の環境保全上健全な水循環の確保に向けた計画の策定等の取組の促進及び地下水管理手法の開発による地域の地下水管理、保全計画等への支援。
国内外の水環境保全活動のより一層の促進。

今後の取組

水質汚濁に係る環境基準等の見直しの検討、水環境の健全性指標の検討等、水環境の目標に関し必要な調査検討を行う。
未規制発生源対策や水生生物保全の観点も含めた水環境への負荷の低減について、排水規制等のあり方を検討する。
硝酸性窒素等による地下水汚染について、各汚染地域の実情に応じた対策実施を推進する。
公共用水域、地下水の常時監視及び地盤沈下監視の効率的なモニタリング手法の検討を行う。
流域別の水循環計画の策定や環境用水の導入等について手引書等の策定等を行う。適正な地下水位の確保等を図るため、地下水の有効利用を含めた管理手法を開発する。
水環境保全活動の普及啓発、効果的なアピール等を推進する。

施策の方向性	施策の改善・見直し
	-a 施策の重点化等
	-b 施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	取組みを引き続き推進
	施策の廃止・完了・休止・中止
	機構要求を図る
定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映
	機構・定員要求への反映

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 5 - (1)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	循環型社会の形成の推進のための基本措置	担当部局	廃棄物・リサイクル対策部
		評価者	企画課長 森本 英香

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	4 章	廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策
施策(節)	1 節	4 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策	施策(節)	2 節	循環資源の適正な循環的な利用の推進
その他関連する個別計画		循環型社会形成推進基本計画			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行し、循環型社会の形成を推進する。				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	468,492	502,415	548,859	
	一般会計	468,492	502,415	548,859	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

循環型社会形成推進基本計画の点検及び年次報告の作成・公表により、今後の取組の方向性及び循環型社会形成推進基本計画の基盤が整備され、目標の達成に向けて着実な施策の展開を図っている。

また、「3R イニシアティブ」について、平成 17 年 4 月に東京で閣僚会合を開催し、3R を国際的な協力に基づき推進することに合意。我が国は、「ゴミゼロ国際化行動計画」に沿って、途上国での循環型社会づくりへの支援を行うなど、主導的な役割を果たしており、目標達成に向け進展している。

残された課題・新たな課題

循環型社会形成推進基本計画にて目標が設定されている物質フロー指標(資源生産性、循環利用率及び最終処分量)は、様々な要因による影響を受けることから、これらの循環型社会形成における位置付けについて更なる検討を行う。

国民の廃棄物の減量化等への意識は高い水準にあるものの、これを実践的な取組に結び付けていく。各主体のパートナーシップのもとで、その積極的な参加と役割分担が重要であり、関係主体それぞれの取組の情報の発信や入手手法等に行政が積極的に関与し、改善していく。

循環資源は国境を越えて移動しており、3R イニシアティブを通じて国際的な循環型社会の形成を検討する。

今後の取組

物質フロー指標について、今後とも補助的な指標等の導入を図りつつ、詳細な検討を行う。

平成 17 年度に実施した循環型社会形成推進基本計画の進捗状況第 2 回点検結果において、「廃棄物減量化等循環型社会形成のための取組には、各主体のパートナーシップに基づいて、十分な意思疎通を行い、効果的な普及啓発・情報発信を行う基盤を整備すること、そして行政が積極的に調整機能を果たすことが必要」と、今後の取組の方向として助言されており、循環型社会の形成に向けた取組を引き続き推進していく。

アジア地域で 3R を推進するため、国際会議の開催や日本の経験をまとめたレポートの発信を行う。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 5 - (2)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	循環資源の適正な循環的な利用の推進	担当部局	廃棄物・リサイクル対策部
		評価者	リサイクル推進室長 藤井 康弘

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	4 章	廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策
施策(節)	1 節	4 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策	施策(節)	2 節	循環資源の適正な循環的な利用の推進
その他関連する個別計画		循環型社会形成推進基本計画(平成 15 年 3 月)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び資源有効利用促進法()の円滑な施行等により各種循環資源の循環的な利用を推進する。 (各法律の正式名称は事後評価シート内政策手段等の欄にて記載)				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	715,069	902,493	522,949	
	一般会計	715,069	902,493	522,949	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

廃棄物の排出量が高水準で推移し、最終処分場の残余容量のひっ迫が深刻な状況となっている中、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用の観点から、従来、焼却処分、埋立処分されていた廃棄物、特に、発生量の多い容器包装、家電、自動車などの廃棄物の資源としての循環的な利用を促進するため、各種リサイクル制度を推進してきた。 施策目標の達成に向け、次のような成果が得られている。 容器包装、特定家庭用品、食品循環資源、特定建設資材等はおおむね順調にリサイクルが推進している。 パソコン、小形二次電池のリサイクルについてはすべての製品区分で目標値を達成している。 今後も引き続き各種リサイクル制度の円滑な施行を図るとともに、更なる循環資源の循環的な利用の促進を図り、施策目標の達成に向け努力する。
--

残された課題・新たな課題

容器包装リサイクル改正法案が第 164 回通常国会に提出(平成 18 年 3 月)したところであり、円滑な施行のための政省令の整備や制度の周知、家電リサイクル法及び食品リサイクル法については、施行後 5 年を経過したことから、法の規定に基づき、所要の検討を行う。 建設リサイクル法・自動車リサイクル法について、国民や関係事業者の理解を得ながら円滑な施行を図るとともに、更なる再資源化の促進を図る。

今後の取組

容器包装リサイクル改正法案の成立を受けて、政省令の整備や、制度の周知のために容器包装に係る 3R 推進広報事業を実施する。 家電リサイクル法及び食品リサイクル法に関しては、施行状況について基礎資料を整理し、審議会等で検討を行う予定である。 建設リサイクル法・自動車リサイクル法について、再資源化施設や最新技術の動向把握に努め、更なる再資源化の促進を図る。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
	機構要求を図る	
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号 施策名	- 5 - (4) 産業廃棄物対策 (排出抑制・再生利用・適正処理等)	評価年月 担当部局 評価者	平成 18 年 4 月 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課長 関 荘一郎
-------------	---	---------------------	--

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	4 章	廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策
施策(節)	1 節	4 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策	施策(節)	1,2,3 節	廃棄物等の抑制 他
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進を図る。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	17,592,327	32,262,120	32,786,918	
	一般会計	17,092,327	31,262,120	31,281,918	
	特別会計	500,000	1,000,000	1,505,000	

施策の目標に対する総合的な評価

産業廃棄物の排出は若干増加したが、再生利用等による減量、その他その適正処理は着実に進んでいる。 PCB 廃棄物の処理については、3 箇所の処理施設が稼働する等、平成 28 年 7 月までの処理完了という目標に向け進展しているが、今後も更なる適正処理を推進していく必要がある。
--

残された課題・新たな課題

排出事業者及び処理業者の優良化 電子マニフェストの普及拡大、電子報告の仕組みづくり、排出・処理実態の正確な把握等による産業廃棄物処理の透明化 国と地方の人材育成 公共関与による安全で安心できる産業廃棄物処理施設整備の推進 PCB 汚染物(汚泥、ウェス等)や低濃度 PCB 電気機器についての適正な処理体制の構築 原子炉解体により排出されるクリアランス廃棄物の管理体制の構築 アスベスト廃棄物を安全かつ円滑に処理するための、新たな処理ルートの確保
--

今後の取組

数次の廃棄物処理法改正により新たに導入された施策を強化・継続するとともに、優良な処理業者の育成、電子マニフェストを活用した産廃処理透明化の推進、産業廃棄物行政に携わる都道府県・政令市職員の人材育成を一層進める。さらに、循環型社会の基盤整備として、安全な産業廃棄物最終処分場等の整備、PCB 汚染物処理施設の整備を推進する。 廃棄物処理法改正により創設された無害化処理認定制度を活用し、アスベスト廃棄物の無害化処理の促進を図る。 無害化処理認定業務について定員要求を図る。 クリアランス廃棄物管理システムを整備・管理する。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 5 - (5)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	廃棄物の不法投棄の防止等	担当部局	廃棄物・リサイクル対策部
		評価者	適正処理・不法投棄対策室長 坂川 勉

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	4 章	廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策
施策(節)	1,4 節	4 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策(1節) 他	施策(節)	3,4 節	廃棄物の適正な処理の推進(3節) 他
その他関連する個別計画		不法投棄撲滅アクションプラン(平成 16 年 6 月)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 廃棄物の不法投棄等による不適正処理の防止や適正な輸出入、及び特別管理廃棄物の適正な処理の確保を図る。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	3,611,912	3,524,335	4,110,175	
	一般会計	3,611,912	3,524,335	4,110,175	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

法改正など対策の充実が図られ、目標の達成に向けて進展があったと考えるが、不法投棄等の対策については効果の評価に時間を要するものであり、過去の大規模事案が新たに発覚するなど課題も多い。目標の達成に向け、引き続き施策の強化、充実、適正な実施が必要である。

特別管理廃棄物(爆発性、毒性、感染性等を有する廃棄物)については、排出事業者から処理業者への確実な廃棄物情報の伝達を図るため、廃棄物処理法施行規則の改正等を行うこと等により適正処理が進展している。

アジア各国のパーゼル条約担当者を招いたワークショップの開催等や地方環境事務所における廃棄物等の輸出入に関する事前相談窓口、現場対応の充実等により廃棄物等の適正な輸出入へ向けた取組みが進展している。

残された課題・新たな課題

不法投棄の早期発見、未然防止対策の強化、有害化学物質等が含まれる廃棄物について、特別管理廃棄物の項目の追加、処理基準の強化、シップバック(輸出入貨物の返送)などの問題事例の未然防止、国際資源循環のための 3R の推進、

今後の取組

不法投棄対策については、早期発見、早期対応及び未然防止のため、各ブロックの地方環境事務所を中心とした都道府県等との情報共有等連携の一層の強化を図り、都道府県職員等に対する研修会の開催や産廃処理事業者の優良化推進事業等を行っていく。

廃棄物における安全と安心の確保を図るため、有害化学物質等が含まれる廃棄物の管理対策に関する調査・検討を実施する。

地方環境事務所による税関との連携や有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークの推進等により廃棄物等の不法輸出入対策に関する国際的連携の一層の強化等を実施する。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 5 - (6)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	浄化槽の整備によるし尿等の適正な処理の推進	担当部局	廃棄物・リサイクル対策部
		評価者	浄化槽推進室長 松原 徳和

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	3 章	水環境 土壌環境 地盤環境の保全
施策(節)	1 節	3 水環境 土壌環境 地盤環境の保全	施策(節)	2 節	水利用の各段階における負荷の低減
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 環境保全上効果的である浄化槽の整備の推進により、人口散在地域における効率的な生活排水対策を推進する。				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	21,234,177	25,845,757	27,766,048	
	一般会計	21,234,177	25,845,757	27,766,048	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

指 標 名	単 位	H15 年度末	H16 年度末	H17 年度末	目標値	H19 年度末
浄化槽の普及率	%	8.1	8.4	集計中(H18.8)		11

上記指標の目標値は、各浄化槽整備事業毎に過年度一定期間の新設基数等の平均伸び率を算出し、それを元に求めたものである。

浄化槽は、水質改善の発現が速やかなこと、排出源で生活排水等を処理すること、河川等に流入する水量が確保され流量が維持されることなどから、浄化槽の普及率の上昇と浄化槽市町村整備推進事業に取り組む市町村数の増加により、生活排水が適正に処理され、健全な水循環の構築に向け着実に進展している。

平成 16 年度末の浄化槽の普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)は 8.4% となっており、前年度より上昇している。

浄化槽市町村整備推進事業を実施している市町村も 39 都道府県 217 市町村(H16 年度)から 41 都道府県 218 市町村(H17 年度)となり、年々増加している。

残された課題・新たな課題

浄化槽の普及率は上昇しているが、維持管理の適正化は進んでいるとは言えず、生活排水対策を総合的に推進するため、維持管理の適正化に向けた取り組みの強化を図る。

現在設置されている浄化槽の大半が汚濁負荷の高い単独処理浄化槽であることから、合併処理浄化槽へのさらなる転換を図る。

今後の取組

地域の特性にあった汚水処理施設の整備を迅速に行い、生活排水対策を推進するため、市町村が設置及び維持管理主体となる浄化槽市町村整備推進事業の一層の推進等、事業の拡充を図るとともに、浄化槽の維持管理を適正に進める。

単独処理浄化槽使用者への普及啓発を図り、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する。

施策の方向性	施策の改善・見直し	
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	取組みを引き続き推進	
	施策の廃止・完了・休止・中止	
	機構要求を図る	
定員要求を図る		

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 6 - (1)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	環境リスクの評価	担当部局	環境保健部
		評価者	環境安全課長 上家 和子

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	1 章	重点分野ごとの環境政策の展開	政策(章)	5 章	化学物質対策
施策(節)	5 節	5 化学物質対策	施策(節)	1 節	科学的知見の充実及び環境リスク評価の推進
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価するとともに、そのための基礎データを収集する。				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	2,515,148	2,387,779	1,875,831	
	一般会計	2,515,148	2,387,779	1,875,831	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

物質・媒体数 345 を対象に平成 17 年度化学物質環境実態調査を実施するとともに、平成 17 年度までに 247 物質について基礎情報を収集し、環境リスク初期評価のための作業を推進するなど、平成 17 年度については「環境リスクを体系的に評価する」という目標の達成に向けて進展があった。

残された課題・新たな課題

化学物質環境実態調査の継続的実施。 環境リスク初期評価については、引き続きリスク評価手法を改善しつつ推進する。
--

今後の取組

化学物質環境実態調査については、今後とも、調査要望のあった物質について、調査を実施していく。 環境リスク初期評価については、リスク評価の精度を上げるため、シミュレーションモデルを活用したばく露評価手法等の改善を図りつつ、調査を実施していく。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 6 - (2)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	環境リスクの管理	担当部局	環境保健部
		評価者	環境安全課長 上家 和子

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	重点分野ごとの環境政策の展開	政策(章)	5 章	化学物質対策
施策(節)	1 節	化学物質の環境リスクの低減	施策(節)	2 節	環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進
その他関連する個別計画		わが国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画(H12.9 策定, H17.6 変更)			

施策について

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	各種法律()に基づく措置や規制等の実施により、ダイオキシン類及び農薬を含む化学物質による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。 (各法律の名称は 政策手段等の欄に記載)				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > ダイオキシン類対策費に関しては、三位一体に係る補助金廃止や、事業の終了等により予算は減少している。
	金額(単位:千円)	69,310,530	47,700,364	26,502,103	
	一般会計	69,310,530	47,700,364	26,502,103	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

ダイオキシン類対策については、H16年の排出総量がH15年比で約10%削減されており、目標達成に向け削減は順調に進んでいる。また、環境基準達成率及び一日摂取量の目標の達成状況は概ね良好である。

農薬に関しては、水産動植物に係る改正登録保留基準を施行(平成 17 年 4 月)し、申請に基づく当該基準の設定に係る検討を開始した。また、水質汚濁に係る登録保留基準についても平成 17 年 8 月に告示改正を行い、平成 18 年 8 月からの施行に向けた準備を進める等、人の健康保護と生態系保全の充実に向けた着実な進展が見られる。

平成 16 年 4 月に施行された改正化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。)に基づき生態系保全を視野に入れた対策を進めるとともに、平成 17 年 6 月に開始した官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(通称:Japan チャレンジプログラム)に基づき事業者による安全性情報収集の取組を着実に実施しつつあり、目標の達成に向けて大きく前進した。PRTR 制度(化学物質排出移動量届出制度)については、平成 18 年 2 月に PRTR データの第 4 回集計・公表を行うとともに、その結果等を環境省のホームページ上に掲載した。また、化学物質排出把握管理促進法附則により、施行後 7 年を経過した場合(平成 19 年 3 月)において施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずることとされており、総合的な見直しの検討が必要である。

残された課題・新たな課題

POPs 条約への対応及び簡易測定法の一層の普及。
年々排出総量全体に占める割合が増大している小型焼却の対策、及び廃棄物焼却炉解体時のダイオキシン類汚染不安への対応、汚染土壌処理対策、汚染底質対策の推進。
農薬に関し、生態系保全の充実に向けた取組の強化、及び人の健康保護の充実について、農薬の飛散等による大気経路ばく露を考慮したリスク管理措置の充実。
国際的な動向を踏まえた化学物質審査制度の見直し。
引き続き、Japan チャレンジプログラムによる既存化学物質の安全性点検の推進。
PRTR 制度運用の改善、及び化学物質排出把握管理促進法の附則に基づく PRTR 制度等の見直しの検討。

今後の取組

POPs 条約に関して、ダイオキシン類等非意図的生成物削減のための BAT (利用可能な最良の技術)及び BEP (環境のための最良の慣行)の指針の作成へ貢献する。また、簡易測定法に関して、排出ガス・ばいじん等に加え、土壌・底質等への技術評価並びに適用可能性を検討する。
小型焼却炉のダイオキシン類排出削減対策、及び廃棄物焼却炉解体時のモニタリング調査を実施。
排出総量の把握、環境汚染状況の監視、高濃度汚染地域対策等を実施。
農薬の水産動植物や水質汚濁に係る登録保留基準の着実な設定に取り組む。また、健康被害の未然防止の観点から、農薬の大気経路ばく露を考慮したリスク管理措置の充実に向けた取組を強化する。
欧州新化学品規制(REACH 規則案)等の検討状況、導入に向けた影響調査等について調査・検討を行い、国民、産業界に広く情報を提供するとともに、国際的な動向を踏まえた化学物質審査制度の検討に資する。
Japan チャレンジプログラムの実施における国の役割を果たすため、国際的取組により収集・評価された生態毒性等の情報の整理・発信、事業者から提出されたデータ等について、専門家による信頼性評価の実施、同プログラムへの更なる参加に向けた働きかけ、を行う。
PRTR 制度の定着とそのデータの有効活用の推進、及び PRTR 制度等の見直しの検討を行う。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 6 - (3)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	リスクコミュニケーションの推進	担当部局	環境保健部
		評価者	環境安全課長 上家 和子

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	5 章	化学物質対策
施策(節)	1 節	5 化学物質対策	施策(節)	2 節	環境リスクの低減及びコミュニケーションの推進
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	リスクコミュニケーションに資する情報の整備、対話の推進及び場の提供を図ることを通じて、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進し、市民、産業、行政等のすべての利害関係者における化学物質の環境リスクに係る正確で分かりやすい情報の共有と信頼関係の構築に努める。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	49,397	62,530	67,873	
	一般会計	49,397	62,530	67,873	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

<p>化学物質のリスクコミュニケーションについては、化学物質ファクトシートやかたん化学物質ガイドの作成等の情報の整備、化学物質アドバイザー派遣等の対話の推進、化学物質と環境円卓会議の開催等の場の提供等着実に進め、各事業について、参加者・利用者等より高い評価を得ており、目標達成に向け進展があった。しかしながら、化学物質と環境円卓会議については、参加者が固定化する傾向にある。</p>

残された課題・新たな課題

<p>化学物質と環境円卓会議については、より幅広い利害関係者の参画を促す観点から、参加者の拡大が必要。</p>

今後の取組

<p>各事業の質を高く維持しつつ、化学物質と環境円卓会議の開催や事業の成果物の普及に係る広報や化学物質と環境円卓会議の地方開催などにより、より広くリスクコミュニケーションの普及を図る。</p>
--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 6 - (5)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	国内における毒ガス弾等対策	担当部局	環境保健部
		評価者	環境リスク評価室長 北窓 隆子

施策の位置づけ（当該施策は平成 15 年度から加えられたため、第二次計画に記載なく、今回第三次計画の該当箇所を明示）

第三次環境基本計画における位置づけ(第 2 部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	5 章	化学物質対策
施策(節)	1 節	5 化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策	施策(節)	4 節	国内における毒ガス弾等に対する取組
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 平成 15 年度の間議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	1,083,127	2,680,158	1,745,739	
	一般会計	1,083,127	2,680,158	1,745,739	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

フォローアップ調査で分類した事案について、各事案に応じた環境調査を実施し、所要の環境調査を継続する事案を除き、日常生活上の安全性を確認することができた。

茨城県神栖市の事案については、これまでの汚染メカニズム解明調査の結果をまとめた中間報告を公表し、発見されたコンクリート様の塊が、神栖地域の地下水汚染の汚染源を引き起こした可能性が高いとの結果が得られた。また、汚染源掘削調査で除去した汚染土壌等の処理に向けて実証試験等を実施した。

茨城県神栖市においてジフェニルアルシン酸に暴露したと認められる者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給し治療を促すことなどによって、未解明の部分はあるものの、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候や病態の解明のための調査研究を進めることができた。

以上のように、各分類に応じた対応、神栖市における汚染メカニズムの解明や緊急措置事業など、目標達成に向け進展があった。

残された課題・新たな課題

A 分類の事案(寒川町、平塚市、習志野)については、現状として環境調査未実施地域がある。

B、C 分類の事案については、これまでの環境調査の結果、毒ガス弾等を疑わせる不審物の存在が確認されている。

茨城県神栖市の事案については、汚染源掘削調査で除去した汚染土壌等が未処理である。

緊急措置事業については、事業開始から 5 年間を目途として実施することとされている。

今後の取組

A 分類の事案(寒川町、平塚市、習志野)については、環境調査未実施地域において、土地改変指針に基づき必要に応じ環境調査を実施する。

B、C 分類の事案については、毒ガス弾等を疑わせる不審物の具体的状況を確認するため、不審物確認調査を実施する。

茨城県神栖市の事案については、汚染土壌等を適切に処理する。

緊急措置事業については、引き続き着実に実施する。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 7 - (1)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	生物多様性の確保に係る施策の総合的推進	担当部局	自然環境局
		評価者	自然環境計画課長 阿部 宗広

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	6 章	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
施策(節)	1 節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	施策(節)	1,2,10 節	生物多様性の保全のための国家戦略他
その他関連する個別計画		新・生物多様性国家戦略(平成 14 年 3 月)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	<p>< 施策の概要及び求める成果 > 新・生物多様性国家戦略に示された施策を総合的かつ計画的に実施し、「自然と共生する社会」の実現を図る。</p>				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > H17 年度当初予算は、共通経費に移 行した金額を除いている。
	金額(単位:千円)	1,145,311	1,000,812	834,382	
	一般会計	1,145,311	1,000,812	834,382	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

<p>新・生物多様性国家戦略の基本的方向や施策の方針に沿って、自然再生に向けた取組、遺伝子組換え生物の使用規制、棚田や里山等の適切な保存及び活用、外来生物の飼養規制、国立公園の特別保護地区等における動物の放出規制を始めとした具体的な施策が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があったが、多くの動植物が依然として絶滅の危機に瀕していること、沿岸部の埋立てや林地・農地からの都市的土地利用への転換が依然進行していることなどから今後一層の施策の推進が必要である。</p>	
--	--

残された課題・新たな課題

<p>新・生物多様性国家戦略を策定後、4 年経過したことから、自然環境の状況や社会経済の変化をかんがみながら見直しの検討を行う。</p>	
--	--

今後の取組

<p>新・生物多様性国家戦略に示された各種施策を引き続き展開するとともに、自然環境の状況や社会経済の変化をかんがみながら生物多様性国家戦略の見直しの検討を行う。</p>	
--	--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 7 - (2)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	自然環境の保全	担当部局	自然環境局
		評価者	自然環境計画課長 阿部 宗広

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	6 章	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
施策(節)	1 節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	施策(節)	1,3,4,5 節	生物多様性の保全のための国家戦略 他
その他関連する個別計画		新・生物多様性国家戦略(平成 14 年 3 月)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	<p>< 施策の概要及び求める成果 > 国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園の適切な管理により原生的な自然及び優れた自然の保全を図るとともに、里地里山などの二次的な自然環境や干潟などの湿地についても、その特性に応じ保全する。</p>				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > H17 年度当初予算は、共通経費に移行した金額を除いている。
	金額(単位:千円)	1,309,066	1,356,058	1,242,700	
	一般会計	1,309,066	1,356,058	1,242,700	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

原生的な自然環境、優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境及び干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組が進められ、知床が世界遺産に登録されるなど、目標達成に向けた着実な進展があった。しかし、依然として、多くの動植物が絶滅の危機に瀕していること、沿岸部の埋立て、林地・農地からの都市的土地利用への転換が依然進行していること等から今後も引き続き一層の施策の推進が必要である。

残された課題・新たな課題

国立公園や世界自然遺産地域などの原生的な自然環境、優れた自然及び里地里山などの二次的な自然環境の効果的な保全・管理について、目標達成のためのより効果的な手法を検討するとともに、関係省庁との連携や自然環境データの蓄積を一層強化する。社会状況の変化に応じた国立公園等の保全部管理を行っていくとともに、その適正な利用を推進していく。

今後の取組

国立公園等において、巡視や保全施設の整備を行い、指定区域の見直しの必要性を含めた調査を実施し、引き続き適正な保全部管理を推進していく。
 多くの国民が訪れる国立公園において、重点的に環境対策を講じ、過剰利用等による国立公園の劣化を防止するなど自然保護に万全を期すとともに、自然とのふれあいの場の整備と活用を推進し、国民各層に対し普及啓発を図る。
 世界自然遺産の推薦候補地として選定された 2 地域(小笠原諸島、琉球諸島)の推薦・登録を目指し、保護地域の拡大や外来生物対策の推進など条件の整備を進める。
 里地里山の保全と持続可能な利用を推進するため、モデル事業を引き続き実施する。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 7 - (3)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	自然環境の再生	担当部局	自然環境局
		評価者	自然環境計画課長 阿部 宗広

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	6 章	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
施策(節)	1 節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	施策(節)	6 節	自然の再生・修復
その他関連する個別計画		新・生物多様性国家戦略(平成 14 年 3 月)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	関係省庁と連携し、関係自治体、専門家、NPO、地域住民等の参画を得て、失われた自然を再生する事業を実施することにより、自然と共生する社会を実現する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > H17 年度以降、自然環境整備交付金の創設により、他の自然公園等事業と一括して計上。
	金額(単位:千円)	1,002,056	1,264,562	11,981,028 の内数	
	一般会計	1,002,056	1,264,562	11,981,028 の内数	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

指標名	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
(参考)環境省の自然再生事業実施地区数	地区	17	21	21	-	-
<p>自然再生推進法の運用と自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られ、政府が取り組むべき重要課題である「自然と共生する社会の実現」が着実に推進されている。参考指標とした環境省の自然再生事業実施地区数については、平成 14 年度の本格的な事業実施以来増加の傾向にある。しかし、自然環境の再生に向けた取組は始まったばかりであり、今後も一層の施策の充実が必要である。</p>						

残された課題・新たな課題

地域の多様な主体の連携による自然再生事業を着実に実施するとともに、自然再生に参加する NPO 等の支援を一層充実させる。
--

今後の取組

平成 13 年度に決定した新・生物多様性国家戦略、平成 14 年度に施行された自然再生推進法を踏まえて、本施策を着実に推進する。 自然再生に関する普及啓発活動を推進するとともに、地域住民、NPO 等に対する支援を充実するよう検討を行う。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 7 - (4)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	野生生物の保護管理	担当部局	自然環境局
		評価者	野生生物課長 名執 芳博

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	6 章	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
施策(節)	1 節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	施策(節)	6 節	野生生物の保護管理
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	種の保存法()に基づいた希少野生動植物の保護・増殖による種の保存や生息状況等の調査による現状把握、鳥獣保護法()に基づいた野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、カルタヘナ法()に基づいた遺伝子組換え生物対策の推進、外来生物法()に基づいた侵略的な外来生物対策の推進等により生物多様性等への影響を防止する。 (:正式名称については事後評価シート内政策手段等の欄にて記載)				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	1,647,643	2,105,766	1,951,355	
	一般会計	1,647,643	2,105,766	1,951,355	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

<p>保護増殖事業計画の策定、国指定鳥獣保護区の指定、国内のラムサール条約湿地数の倍増などの各種施策を推進するとともに、外来生物法を施行し、特定外来生物の国内への侵入防止や防除を実施するなど、目標達成に向けて一定の成果を上げたが、各法に基づくより一層の施策の推進が必要である。</p> <p>鳥獣保護法改正案を国会へ提出(平成 18 年 3 月 7 日第 164 回国会)し、鳥獣の生息状況の変化等に対応して、人と鳥獣の関係を再構築するため鳥獣保護制度の見直しについて大きな進捗が見られた。</p>

残された課題・新たな課題

<p>希少野生動植物対策を進めるための科学的な基盤であるレッドリストについて、定期的な更新及びそのための情報収集を行う。</p> <p>種の保存法に基づく、希少種の譲渡規制の適正化や、トキ等の野生復帰事業を始めとした保護増殖事業等の更なる推進。</p> <p>深刻な農林業等への被害対策として、鳥獣の保護管理の推進を強化するとともに、鳥獣害に強い地域づくりの推進、改正鳥獣法に基づく具体的施策の展開や野生鳥獣の感染症等のモニタリングの実施。</p> <p>国指定鳥獣保護区の指定を進めるとともに、国際的に重要なラムサール条約湿地の保全と賢明な利用の推進、渡り鳥等の保護に係る二国間条約・協定や多国間パートナーシップ等による国際的な枠組みによる、生態系ネットワークの形成。</p> <p>遺伝子組換え生物及び外来生物への対応については、各法の適切な運用と、各種施策の充実を図る。</p>
--

今後の取組

<p>第二次レッドリストを完成させるとともに、トキの野生馴化施設の建設を完了させ、トキの野生復帰に向けた取組を推進させるなど、保護増殖事業の着実な推進を図る。</p> <p>その他、法の適正な運用により、希少野生動植物種の保護対策を進める。</p> <p>鳥獣保護法等に基づき野生鳥獣の保護管理を強化する一方、人と野生鳥獣の関係の再構築に向けた鳥獣保護法の改正を行い、より科学的・計画的な保護管理を推進する。</p> <p>鳥インフルエンザウイルスの保有状況のモニタリング調査等を引き続き実施する。</p> <p>国指定鳥獣保護区の計画的な指定や、ラムサール条約湿地の保全と賢明な利用に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。</p> <p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の審査を適切に実施するとともに、環境中における遺伝子組換え生物等の生育状況の把握に努める。</p> <p>特定外来生物等の指定、防除事業の実施等を進めるとともに、防除戦略の策定、非意図的導入生物対策の検討等に着手し、生物多様性への影響防止及び影響緩和対策の総合的・体系的な推進を図る。</p>

施策の方向性	施策の改善・見直し	
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	取組みを引き続き推進	
	施策の廃止・完了・休止・中止	
	機構要求を図る	
定員要求を図る		

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 7 - (6)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	自然とのふれあいの推進	担当部局	自然環境局
		評価者	自然ふれあい推進室長 中島 慶二

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	6 章	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
施策(節)	1 節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	施策(節)	10 節	自然とのふれあいの推進
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応え、自然とのふれあい活動を通じた自然への理解や大切にす る気持ちを育成するとともに、自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保や自然とふれあうための機会や情 報の提供を行う。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > H17 年度当初予算は、共通経費に移 行した金額を除いている。
	金額(単位:千円)	13,474,578	12,959,233	12,790,841	
	一般会計	13,474,578	12,959,233	12,790,841	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

<p>自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、自然とのふれあいの場の整備、及び温泉の保護と適正利用の推進の実施により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にす る気持ちの育成が図られ、目標達成に向け進展があった。</p> <p>また、改正温泉法施行規則が施行されたことなどにより、温泉事業者による温泉利用者への情報提供の充実と国民の温泉に対する信頼の回復が図られている。</p>
--

残された課題・新たな課題

<p>国立公園における自然体験活動の充実及び解説に携わる人材の育成・確保。 地域資源の持続的な保全・活用(エコツーリズム推進)及び情報提供の質及び利便性の向上。 環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生等の視点を踏まえた施設整備の重点的・計画的推進。 温泉法の運用状況を把握し、温泉の保護及び適正利用の調査、検討を推進することが必要。</p>

今後の取組

<p>パークボランティアなどの人材の育成・確保を図るとともに自然体験機会や情報を積極的に提供する。 地域資源の持続的な保全・活用のためエコツーリズムを推進するとともに、インターネット自然研究所の必要なバージョンアップを図る。 環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生等のための施設整備の重点的・計画的推進を図る。 温泉の持続的かつ適正な利用のため、温泉資源の保護対策などを推進する。</p>

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 8 - (1)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保	担当部局	地球環境局
		評価者	総務課長 清水 康弘

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及
施策(節)	4 節	1 地球環境保全等に関する国際協力の推進	施策(節)	9 節	国際的取組に係る施策
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 国際社会での持続可能な開発に向けた取組にイニシアティブ(先導的役割)を發揮するとともに、貿易と環境の相互支持性を強化する。 世界的な森林の保全、砂漠化への対処、南極地域の環境保全に関し、自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、国際的枠組みの発展に貢献する。アジア太平洋地域における持続可能な開発に向けた科学的ツール等の開発・提供により、我が国の国際的な貢献を行う。				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	1,616,363	1,878,139	1,730,092	
	一般会計	1,616,363	1,878,139	1,730,092	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

地球環境保全に関して、国連、G8、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋環境会議(エコアジア)等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与した。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化の環境影響評価手法の検討、他国の協定のレビュー等、経済連携協定(EPA)交渉や WTO 交渉等に有効な政策研究を行った。 森林の保全や砂漠化対策については、モデル事業の実施とその成果報告等、また、南極地域の環境保全等の分野については、責任附属書の作成に関する議論への積極的な参加等により、国際的な環境政策の推進に寄与した。

残された課題・新たな課題

グローバル化と環境に係る具体的な政策の開発及び実施。また、海外広報の充実。さらに、EPA の協力案件にもなっている環境影響評価手法の検討等政策研究を行う。 「持続可能な森林経営」及び違法伐採対策の検討。 砂漠化対処条約の枠組みの下、科学的・技術的に貢献するための取組の推進、国連砂漠と砂漠化に関する国際年に定められている 2006 年に国民に対する普及啓発の推進。 南極地域の環境保護については、基地が周辺環境に与える影響のモニタリング技術指針の作成、南極環境保護議定書責任附属書(平成 17 年 6 月に採択)への対応、法に基づく手続きの徹底に係る普及啓発の推進。
--

今後の取組

引き続き、国連、G8、OECD、エコアジア等の各種の枠組みで積極的に貢献する。海外広報は、提供情報の質、量を共に充実させる。また、環境影響評価手法の検討を行うことを始めとし、これまでの事業を充実させる。 環境面からの「持続可能な森林経営」、また、木材輸入国側の観点からの違法伐採対策の調査、検討を行う。 砂漠化対処条約の枠組みの下、科学的・技術的に貢献するための取組を今後も継続的に進めていく。また、国連砂漠と砂漠化に関する国際年の記念シンポジウムを開催し、砂漠化の現状及びその対策を国民に対し普及啓発する。 南極基地でモニタリングするための技術指針の作成、関係省庁と協力して責任附属書への対応検討、関係団体への説明会の開催等普及啓発を一層進める。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 8 - (2)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力	担当部局	地球環境局
		評価者	総務課長 清水 康弘

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及
施策(節)	4 節	1 地球環境保全等に関する国際協力の推進	施策(節)	9 節	国際的取組に係る施策
その他関連する個別計画					

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	開発途上国における持続可能な開発に向けた取組に対する支援などにより、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりを強化し、国際社会での持続可能な開発に向けた取組にイニシアティブ(先導的役割)を発揮する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	301,398	317,942	291,816	
	一般会計	301,398	317,942	291,816	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

	<p>アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与した。</p> <p>開発途上地域の環境保全への協力については北東アジア地域の国々と環境政策対話や環境協力プロジェクトを推進しており着実に進展しているものの、同地域の環境問題は依然として深刻であり、技術面・資金面について、我が国等先進国への協力要請は強いことから、引き続き、開発途上地域への国際協力を積極的に展開する必要がある。</p> <p>平成 17 年 6 月に、中央環境審議会地球環境部会国際環境協力専門委員会において「今後の国際環境協力の在り方について」を取りまとめ、地球温暖化対策や 3R の推進などの分野を中心とした国際的取組への戦略的かつ積極的な関与と、東アジアにおける環境管理の仕組みの改善を重点的な目標として設定し、地球環境保全と持続可能な開発の実現に向けて、積極的な貢献が期待される。</p>
--	---

残された課題・新たな課題

	<p>アジア太平洋地域の様々な主体による、この地域に相応しい持続可能な開発の実現に向けた取組の促進。</p> <p>特に中国の経済活動に伴う東アジア地域及び地球レベルへの環境影響を低減するために取り組む方策の検討及び実施。</p> <p>我が国の多彩な環境管理の技術とノウハウを持つ人材の活用。</p> <p>途上国からの要請・要望に応えるための体制整備や予算措置、多様な主体の活用等。</p>
--	---

今後の取組

	<p>国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。</p> <p>新たな国際環境協力の基本戦略に基づき、東アジアにおける環境管理の仕組みの改善に重点化し、事業の拡充を行う。</p>
--	---

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 1	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	環境基本計画の効果的実施	担当部局	総合環境政策局
		評価者	環境計画課長 佐野 郁夫

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第4部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	- 章	-	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	全節	各主体の連携と推進体制の強化 他	施策(節)	1 節	政府の総合的な取組
その他関連する個別計画			-		

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 環境基本計画の策定及びその効果的な実施により環境保全に関する施策を効果的に実施する。				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	92,733	84,609	63,308	
	一般会計	92,733	84,609	63,308	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

<p>第二次環境基本計画を効果的に実施するため、IT も活用した環境白書をはじめとした様々な手段を通じた普及啓発、環境指標についての検討やその基礎となる環境統計データの充実、環境保全経費の見積り方針の策定や取りまとめの実施、各種計画と環境基本計画との調和、などに係る取組を適切に実施した。</p> <p>また、平成 17 年度末までに環境配慮の方針がすべての関係府省で策定された。</p> <p>さらに、第二次環境基本計画の点検結果等を踏まえ、計画の進捗状況の把握などに資する指標の枠組みを盛り込んだ第三次環境基本計画を平成 18 年 4 月 7 日に閣議決定した。第三次計画の策定により、計画を効果的に実行していくための仕組みづくりは大きく前進した。</p>
--

残された課題・新たな課題

<p>新たに策定された第三次環境基本計画に基づき、環境の保全に関する施策を適切に実施する。</p> <p>同計画において目指すべき方向として打ち出された、環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組を促進する。</p> <p>同計画において国民、事業者、地方公共団体等各主体に期待される役割が明確化されたが、各主体がその役割を効果的に果たせるよう必要な支援を行う。</p> <p>中央環境審議会における点検の際に、計画に定めた指標を効果的に活用できるよう、指標の適切な運用・見直しを行う。</p> <p>法令に環境基本計画との調和規定がある各種計画について、環境基本計画の基本的な方向に沿ったものとする。</p>
--

今後の取組

<p>第三次環境基本計画に基づいた効果的な施策の実施、同計画の各年毎の点検、必要に応じた計画の変更を行うとともに、点検の結果を環境保全経費の見積り方針へ適切に反映することで、各種施策を実施するための財政上の措置を講ずる。</p> <p>第三次環境基本計画に盛り込まれた指標を適切に活用するとともに、指標の運用を通じて目標の具体化及び指標の充実化などを図る。</p> <p>平成 19 年度に策定予定の国土利用計画など他の計画と第三次環境基本計画との調和を図る。</p> <p>環境政策の企画立案等に活用するほか、環境保全に取り組む各主体に対し、環境白書等を通じた適切な情報提供を行うため、環境情報の提供の在り方を検討するとともに、環境統計データの更なる整備を進める。これに際し、組織の体制強化のため、機構要求を図る。</p>
--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート(平成 17 年度に実施した施策)

施策番号	- 2	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	環境教育・環境学習の推進	担当部局	総合環境政策局
		評価者	環境教育推進室長 渋谷 晃太郎

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	1 章	戦略的プログラムの展開	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力にかかる施策
施策(節)	7 節	環境教育・環境学習の推進	施策(節)	2 節	環境教育・環境学習の推進及び環境保全活動の促進
その他関連する個別計画		環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針(平成 16 年 9 月 24 日閣議決定)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	<p>< 施策の概要及び求める成果 > 各主体が人間と環境との関わりについて理解し、自ら責任ある行動をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参画できるよう、あらゆる場であらゆる主体に対して環境教育・環境学習を推進する。</p>				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > H17 度より、学校エコ改修事業が新たに追加されたため予算が増大した。
	金額(単位:千円)	290,666	352,782	1,756,157	
	一般会計	290,666	352,782	756,157	
	特別会計	0	0	1,000,000	

施策の目標に対する総合的な評価

	<p>都道府県・政令指定都市の担当者会議の開催、環境教育・環境学習総合データベース整備等を行い、環境教育への基盤整備を進めるとともに、こどもエコクラブ事業、学校エコ改修事業、我が家の環境大臣事業により、学校、家庭などにおいて環境教育・環境学習、環境保全活動に関する場や機会の提供及び情報提供を進めることができた。</p> <p>愛知万博会場での「COOL BIZ Collection」の開催や環境省出展「ECO LINK(エコ・リンク)」の実施等により、環境問題・環境配慮の取組に関する普及・啓発を行うことができた。</p> <p>環境教育指導者育成のため、環境教育指導者研修を全国 5ヶ所で実施したほか、環境カウンセラー登録制度の推進、人材認定等事業の登録制度の推進により、環境教育の人材育成、人材の確保を進めることができた。</p> <p>関係府省庁連絡会議により我が国における「持続可能な開発のための教育の 10 年(以下、ESD という)」実施計画と持続可能な開発のための環境教育のについてのガイドラインを定めたことにより、ESD の実施に向けて進展があった。</p> <p>以上により、本施策の目標達成に向けて着実な進展があった。</p>
--	---

残された課題・新たな課題

	<p>環境教育の人材育成、確保は一定の進展があったが、教育現場のニーズと人材活用にミスマッチがみられる。</p> <p>行政による環境教育の場や機会の提供については、これが一過性のものとならず、継続的な取組となり、持続可能な社会づくりへの参画が定着するよう施策を推進する。</p> <p>わが国における「持続可能な開発のための教育の 10 年実施計画」に基づく施策を推進する。なお、同実施計画においては、高等教育機関における取組も重点課題の一つとして位置づけられたため、高等教育機関に関する施策についても取り組む。</p>
--	---

今後の取組

	<p>人材育成、環境教育プログラムの整備、情報提供、環境教育・環境学習の場や機会の拡大などを引き続き進める。さらに、各地域において、多様な主体が参加し、人材の有効活用が図られ、継続的な取組となるよう、環境教育・環境学習を「環境保全の人づくり、地域づくり」(第 3 次環境基本計画)の視点から捉え、持続可能な地域づくりへつながる取組となるように施策を推進する。また、「持続可能な開発のための教育の 10 年実施計画」においても、地域づくりへと発展する取組が重要とされており、同計画に基づき施策を推進する。</p>
--	---

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 4 - (1)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	経済活動における環境配慮の徹底	担当部局	総合環境政策局
		評価者	環境経済課長 鎌形 浩史

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	3 節	1 各主体の取組	施策(節)	3 節	社会経済のグリーン化の推進に向けた取組
その他関連する個別計画		京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 環境税(温暖化対策税制)等、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導する経済的手法を活用し、可能な分野から税制上の優遇措置等の経済的措置について、環境保全上の効果や国民経済に与える影響等を検討し、その早期導入を図る。さらに、事業者の自主的・積極的な環境配慮の取組を促進することにより、経済活動における環境配慮の徹底を図る。				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
金額(単位:千円)		189,288	119,774	73,479	
一般会計		89,288	119,774	73,479	
特別会計		100,000	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

	経済的手法の活用について、税の優遇措置を通じて環境配慮の徹底に資することができた。また、環境税については、政府・与党内の税制改正論議において活発な議論が行われ、与党税制改正大綱において、「平成 20 年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ」検討することが明記され、「既存税制との関係等に考慮を払いながら、総合的に検討する」とされ、一定の進展が見られた。 事業者の自主的な環境保全活動の推進について、環境報告書、環境会計やエコアクション 21 に取り組む事業者数の着実な増加に見られるように、事業者の自主的な環境への取組は着実に進展しつつあり、経済活動における環境配慮の徹底に向けた取組に寄与した。
--	---

残された課題・新たな課題

	経済的手法の活用において、税制優遇措置について今後とも規制改革及び技術開発の動向等を踏まえ、適切に実施していくこと、及び、環境税について引き続き真摯に総合的な検討を進めていくこと。 事業者の自主的な環境保全活動の推進における事業活動に環境配慮を組み込む手法や取組内容の評価手法の開発・普及。 環境配慮促進法(平成 16 年法律第 77 号)に基づいた環境配慮の取組を公的法人に加え、民間の事業者にも促進すること。
--	--

今後の取組

	経済的手法の活用において、環境配慮の促進に効果を挙げている税制優遇措置を引き続き実施し、環境税についても、引き続き、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進める。 事業者の自主的な環境保全活動の推進において、環境配慮促進法の確実な施行、民間事業者による環境報告書作成の一層の促進、環境報告書の利用促進及び信頼性の向上等の取り組みを行う。
--	--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性		予算要求等への反映
		機構・定員要求への反映

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 5 - (1)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	環境影響評価制度の運営及び充実	担当部局	総合環境政策局
		評価者	環境影響評価課長 平野 秀樹

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤 各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	環境影響評価等	施策(節)	5 節	環境影響評価等
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境影響評価法に基づく環境影響評価の適切な実施により、環境保全上の適切な配慮を確保する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	260,780	249,871	164,826	
	一般会計	260,780	249,871	164,826	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

指 標 名	単 位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目 標 値	H - 年度
(参考) 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(当初から法によるもの)	件	144 (94)	152 (102)	161 (111)	-	-

環境影響評価法施行(平成 11 年 6 月 12 日)後、法に基づく環境影響評価手続実施案件(既に手続を終了した案件、或いは現在手続中の案件)は、平成 18 年 3 月末現在、のべ 161 件(内、当初から法に基づく手続実施案件は 111 件)である。環境影響評価法対象事業については、その手続の過程において、最新の知見等に基づき述べられる環境大臣意見等を踏まえて環境影響評価書の補正がなされる等、環境保全への適切な配慮の確保が図られている。また、基本的事項の改正(平成 17 年 3 月 30 日)とそれを受けた主務省令の改正(平成 18 年 3 月 30 日)が行われ、より事業や地域の特性に応じた環境影響評価が行われるなど、目標達成に向け進展があった。

残された課題・新たな課題

環境に対する新たなニーズへの対応や最新の科学的知見を踏まえた技術手法の精度の向上を図るため、調査・予測手法を更に開発・改良する。
 的確な環境保全措置の実施を図るため、事業者、行政、住民等間で環境保全措置に関する情報を共有する。
 環境影響評価制度の理解は進んでいるものと考えられるが、関係者間のコミュニケーションについてはまだ十分とは言えない。
 手続が終了した案件について、事業が環境影響評価の結果を踏まえ適切に実施されているか注視する。

今後の取組

干潟生態系や景観に関する調査・予測手法の開発、環境保全措置に関する体系的な情報収集・整理・提供のための仕組み作り、関係者間のコミュニケーションの促進などを通じて、開発事業へのより一層の環境配慮の統合を図る。
 また環境影響評価法については、完全施行から 7 年が経過するところであり、基本的事項の見直しの過程等においても法手続について様々な指摘が出されていることから、これまでに環境影響評価手続を終了した案件の結果等、施行状況について実態を把握し、よりよい環境影響評価のあり方を検討する。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 5 - (2)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	戦略的環境アセスメントの推進	担当部局	総合環境政策局
		評価者	環境影響評価課長 平野 秀樹

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)		平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)	
政策(章)	2 章 環境保全施策の体系	政策(章)	7 章 各種施策の基盤 各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節 環境影響評価等	施策(節)	3 節 社会経済のグリーン化の推進に向けた取組
その他関連する個別計画		-	

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	国や地方公共団体の政策の策定等に当たって、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)及び政策について、環境保全上の適切な配慮を確保するためのシステムの導入を推進する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	29,137	28,953	35,808	
	一般会計	29,137	28,953	35,808	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

指 標 名	単 位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目 標 値	H - 年度
(参考)地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数	制度数	-	4	4	-	-

一般廃棄物処理計画等について、上位計画策定に当たって環境保全上の適切な配慮を確保するためのシステムについての具体的な考え方や手法が示されている。また、東京都 埼玉県等において、上位計画等に係る環境影響評価に関する条例や要綱が制定されており、平成 17 年度においても複数の事例について手続が実施される等、上位計画や政策について、環境保全上の配慮の確保が図られており、目標達成に向け一定の進展があった。

残された課題・新たな課題

未だ全ての上位計画や政策について環境保全上十分な環境配慮のシステムが導入されている状況にはない。

今後の取組

地方公共団体との協力関係の強化や海外調査の実施を通じて事例の集積等を図り、地方公共団体等における取組の有効性、実効性の十分な検証を行いつつ、上位計画に対する戦略的環境アセスメントに関する共通的なガイドラインの作成を図るなど、上位計画や政策に対する戦略的環境アセスメントの考え方を更に具体化し、その仕組みの確立に向けての検討を行う。

施策の方向性	施策の改善・見直し	
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	取組を引き続き推進	
	施策の廃止・完了・休止・中止	
	機構要求を図る	
定員要求を図る		

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 6	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	環境に配慮した地域づくりの支援	担当部局	総合環境政策局
		評価者	環境計画課長 佐野 郁夫

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	3 節	各主体の自主的積極的取組に対する支援策	施策(節)	4 節	地域づくりにおける取組の推進
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	<p>< 施策の概要及び求める成果 > 情報の提供やモデル事業により、地域に対する取組支援と地域間の連帯を進め、環境に配慮した地域づくりの全国的展開を図る。</p>				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	372,445	1,313,104	2,558,248	平成 16 年度から環境と経済の好循環のまちモデル事業を実施したため予算額が増大している。
	一般会計	372,445	113,104	158,248	
	特別会計	0	1,200,000	2,400,000	

施策の目標に対する総合的な評価

<p>地域環境行政支援情報システム(知恵の環)は、平成 17 年度には年間平均 1 日当たり 1,351 件のアクセス数となり、一定のニーズは満たしていたと評価できる。しかし、その成果は十分ではなく、平成 18 年度に一日当たり 2,000 件という目標達成に向け、更なる努力が必要である。</p> <p>環境と経済の好循環のまちモデル事業については、ハード整備により CO₂削減効果が得られる等の直接効果や、整備した施設へ多数の視察がある等の波及効果など、一定の成果が得られているが、未だ全国 20 箇所で行われているだけであり、対象地域数を拡充することにより、更に効果を高めていく必要がある。また、平成 16 年度に本事業により市町村や民間団体等が設置した設備等について、CO₂削減量などの事業効果(平成 17 年度分)が報告されており、今後その成果を測るため、事業評価を行っていく必要がある。</p>

残された課題・新たな課題

<p>地域環境行政支援情報システム(知恵の環)について、システム利用者のニーズの変化への対応及びシステムの周知を図る。</p> <p>環境と経済の好循環のまちモデル事業について、対象地域数の拡充及び事業効果の評価を行う。</p>
--

今後の取組

<p>地域環境行政支援情報システム(知恵の環)について、情報提供内容の質的・量的な充実を追求するとともに、システムの周知を図り、さらなる利用を呼びかける。</p> <p>環境と経済の好循環のまちモデル事業について、平成 18 年度も新規地域として 2 箇所を公募・選定し(予定)、継続地域とともにその取組を推進していく。また、実施地域から報告された事業効果について評価を行っていく。</p>

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 7	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等	担当部局	総合環境政策局
		評価者	環境研究技術室長 宇仁菅 伸介

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	2 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等	施策(節)	6 節	調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等
その他関連する個別計画		第3期科学技術基本計画(平成 18 年 3 月 28 日閣議決定) 環境技術・環境技術開発の推進戦略について(答申)(平成 18 年 3 月 30 日)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	<p>< 施策の概要及び求める成果 ></p> <p>環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、対策技術の開発など各種の研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により、環境問題を解決し、持続可能な社会を構築するための基礎となる環境分野の研究・技術開発を推進する。</p>				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	8,333,467	9,958,565	10,529,166	
	一般会計	8,333,467	8,324,565	7,853,124	
	特別会計	0	1,634,000	2,676,042	

施策の目標に対する総合的な評価

<p>環境省の平成 18 年度の科学技術関係経費は、政府全体の科学技術関係経費の約 1%と割合は小さく、第 3 期科学技術基本計画において、重点推進 4 分野の一つとされた環境分野の重要性から鑑みて、一層の増額を図り推進することが必要である。一方、競争的資金については、近年増額が図られているとともに、プログラムダイレクター(PD)及びプログラムオフィサー(PO)による研究管理を行う等、管理・評価体制の充実を行い、環境研究・技術開発の質の向上を図った。また、環境技術を客観的に実証する手法・体制の整備を進めることにより、環境技術の普及を図るとともに、研究・技術開発の成果の発表会・シンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政及び民間企業等に対して研究成果の普及広報を行った。これらにより、目標に向けて着実な進展が見られた。</p>	
--	--

残された課題・新たな課題

<p>環境分野の科学技術を今後も重点的に推進していく上で、産学官連携の視点や地域の優良技術の発掘、実用化といった視点も考慮しつつ、技術開発基盤の整備や優れた環境技術を普及・促進する一層の取組や、専門的な研究・技術開発の成果を普及啓発していく。</p> <p>政府の研究開発評価については、波及効果の把握を含む追跡的な評価等を着実に実施する。</p>	
--	--

今後の取組

<p>「環境研究・環境技術開発の推進戦略について(答申)」については、毎年度、フォローアップを実施し、専門委員会において専門家の助言等を求める。</p> <p>技術開発については、現行の課題も踏まえ、その開発・普及体制の整備に努める。研究評価については、「環境省研究開発評価指針」を改定し、追跡評価を実施する体制を確立する。</p> <p>地域における産学官連携による環境技術開発の基盤整備を図り、地域発の優良技術を実用化するための技術開発と成果の普及を行う。</p>	
--	--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
	機構要求を図る	
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 8	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	公害防止計画の推進	担当部局	総合環境政策局
		評価者	環境計画課長 佐野 郁夫

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	4 公害防止計画	施策(節)	4 節	地域づくりにおける取組の推進
その他関連する個別計画			-		

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	公害防止計画に基づいて、各種の公害防止計画を推進すること等により、公害の早急な解決と未然防止に努め、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	12,930	11,777	6,196	
	一般会計	12,930	11,777	6,196	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

指 標 名	単 位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
公害防止計画策定地域数	地域	33	33	32		減少傾向の維持
<p>公害防止計画は、制度が創設された昭和 45 年度以降、52 地域で策定されたが、同計画に基づいて各種の公害防止施策が総合的・計画的に講じられた結果、平成 17 年度末現在では、32 地域にまで減少した。また、公害防止計画に基づいて各種の公害防止施策が総合的・計画的に講じられた結果、過去に公害防止計画策定地域に指定されたことのある 496 市区町村のうち 209 市町村において、公害防止計画の策定を要しないまでに大気、水質等が改善された。これらにより、地域住民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与したものの、公害防止計画策定地域はまだ残っている状況である。</p>						

残された課題・新たな課題

平成 17 年度末現在、287 市区町村が公害防止計画策定地域として指定されており、大都市部を中心とする自動車交通公害や閉鎖性水域における水質汚濁等の都市生活型公害の問題が存在している。平成 13 年 12 月の中央環境審議会答申「公害防止計画制度の運用の見直しについて」の中で、課題対応型の計画を作成するよう指摘されている。

今後の取組

公害の著しい地域等の解消のため、引き続き公害防止計画の達成を図っていく。引き続き、都道府県に対し課題対応型の計画を作成するよう指導を行い、より実効性のある計画の推進を図っていく。

施策の方向性	施策の改善・見直し	
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	取組みを引き続き推進	
	施策の廃止・完了・休止・中止	
	機構要求を図る	
定員要求を図る		

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 9 - (1)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	公害健康被害対策(補償・予防)	担当部局	環境保健部
		評価者	企画課長 柴垣 泰介

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	5 環境保健対策、公害紛争処理、環境犯罪対策	施策(節)	8 節	環境保健施策、公害紛争処理等
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	<p>< 施策の概要及び求める成果 > 公害による健康被害の補償・予防を推進することにより、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図る。</p>				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	1,780,485	1,823,467	2,211,223	
	一般会計	1,780,485	1,823,467	2,211,223	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

	<p>「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)による被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進及び環境汚染による健康影響の継続的監視等により、公害に係る健康被害について成果があったが、引き続き目標達成に向け取り組む必要がある。</p>
--	---

残された課題・新たな課題

	<p>公健法による被認定者に対する迅速かつ公正な補償を確保する。 公害による健康被害の未然防止を図るとともに、幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査を一層、推進する。</p>
--	--

今後の取組

	<p>公健法による被認定者に対する迅速かつ公正な補償の確保及び公害による健康被害の未然防止を引き続き図っていく。 局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査「そらプロジェクト」について、「学童コホート調査」(小学生を対象とした 5 年間の追跡調査)を着実に継続して実施するほか、新たに、幼児を対象とした症例対照調査を実施する。</p>
--	---

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 9 - (2)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	水俣病対策	担当部局	環境保健部
		評価者	特殊疾病対策室長 青木 龍哉

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	5 環境保健対策、公害紛争処理、環境犯罪対策	施策(節)	8 節	環境保健施策、公害紛争処理等
その他関連する個別計画					

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 平成 7 年の政治的解決に際しての閣議了解や平成 16 年 10 月の関西訴訟最高裁判決を踏まえ、平成 17 年 4 月 7 日に発表した「今後の水俣病対策について」に従い、以下の取組を進める。 水俣病総合対策（健康管理事業、医療手帳、保健手帳等）及び地域再生・振興 水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	9,539,727	9,114,353	8,671,417	
	一般会計	9,539,727	9,114,353	8,671,417	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

「今後の水俣病対策について」(平成 17 年 4 月 7 日)に基づき、地域の高齢化をふまえた対策として、総合対策医療事業の給付内容を拡充し、保健手帳の申請受付を再開した。また、水俣病公式確認 50 年を前に水俣病被害者に対して慰謝の気持ちを表す施策として水俣病慰籍の慰霊の碑の建立の支援を行った。 悲惨な公害を二度と繰り返さないよう、水俣病経験の普及啓発セミナーの開催等を通じて、水俣病問題の国内外への発信を実施した。 水俣病に関する総合的研究については、医学的な研究や臨床・疫学研究を進めているが、近年、WHO 等を中心として種々の水銀汚染による影響究明等の取組が進みつつあり、こうした国際社会の課題に対し、積極的に対応した。 以上のように、目標達成に向け着実に進展しているものの、最高裁判決後新たな申請者が急増するなどの課題が生じており、解決には至っておらず、更なる取組が必要である。
--

残された課題・新たな課題

すべての水俣病被害者の方々が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするための施策の継続の実施。 3 千 8 百人を超える公健法の認定申請者に対する検診及び審査の実施や、新たに提訴された訴訟への対応。 水俣病経験の情報発信と水銀汚染問題への国際的貢献の推進。 水銀汚染による影響解明等の国際的な取組への積極的対応。

今後の取組

「今後の水俣病対策について」に基づく保健手帳申請交付再開や水俣病被害者の社会活動支援等をはじめとする施策の着実な実施。 公健法の認定申請者について、円滑な検診及び審査の実施、及び訴訟への迅速な対応。 水俣病経験の普及啓発セミナーの開催等。 水俣病に関する総合的研究の実施。 WHO 等を中心として、種々の水銀汚染による影響究明等の取組が進みつつあり、こうした国際社会の課題に対し、積極的に対応。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 9 - (3)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	環境保健に関する調査研究の推進	担当部局	環境保健部
		評価者	環境安全課長 上家 和子

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	5 環境保健対策、公害紛争処理、環境犯罪対策	施策(節)	8 節	環境保健施策、公害紛争処理等
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	<p>< 施策の概要及び求める成果 ></p> <p>近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されており、国民的な関心が高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。</p> <p>花粉症と一般環境との関係</p> <p>本態性多種化学物質過敏状態(いわゆる化学物質過敏症)</p> <p>環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査(一般環境中での電磁界ばく露、熱中症等)</p>				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	47,847	47,689	35,769	
	一般会計	47,847	47,689	35,769	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

<p>国民的な関心事となっている環境保健問題である「施策の目標」～ について、調査の結果、依然未解明な点はあるものの、一定の科学的知見が得られ、また一般国民への情報提供を推進することで目標達成に向け取り組んだ。</p> <p>花粉飛散予測に関する調査研究の成果をいかして、花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測を行うとともに、花粉症保健指導マニュアル作成を通じての情報提供を行っており、花粉症に対する政府全体の取組の中で重要な役割を担っている。</p> <p>過敏状態の原因がごく微量の化学物質であると言われていることから、環境中極微量化学物質の分析法開発を着実に実施している。</p> <p>電磁界に関する情報収集を行い、また熱中症については熱中症保健指導マニュアルを作成し、広く一般国民への普及啓発を行った。</p>

残された課題・新たな課題

<p>花粉症発症には複数の因子が関与することから、花粉症と一般環境との関係の究明に向けて、調査研究等を推進する。</p> <p>環境中の微量化学物質測定を可能とする分析法は開発途中であり、特に複数の物質が混合した状態を評価する手法は未確立である。</p> <p>電磁界については、未だ WHO の総合的な評価結果が公表されておらず、今後も情報収集を行う必要がある。また、熱中症だけでなく、紫外線の健康影響等についても情報収集・情報提供を実施する。</p>

今後の取組

<p>花粉症については、個々の患者への詳細な聞き取り調査や、花粉飛散数理モデルの開発を目的とした研究を推進する。また、本格的な花粉飛散予測を行うとともに、定期的に保健指導マニュアルの更新を行う。</p> <p>環境中における極微量化学物質の分析法に関する調査研究を継続する。特に複数の物質が混合した状態での分析について、検討する。</p> <p>電磁界についての情報収集を継続し、熱中症や紫外線については定期的な保健指導マニュアルの更新を行う。</p>
--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
	機構要求を図る	
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 9 - (4)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	石綿健康被害救済対策	担当部局	環境保健部
		評価者	石綿健康被害対策室長 瀬川 俊郎

施策の位置づけ（当該施策は平成 17 年度途中から加えられたため、第二次計画に記載なく、今回第三次計画の該当箇所を明示）

第三次環境基本計画における位置づけ(第 2 部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	- 章	- (新規施策のため該当なし)
施策(節)	2 節	5 環境保健対策、公害紛争処理、環境犯罪対策	施策(節)	- 節	
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。				
予算動向	金額(単位:千円)	H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 > H17 補正予算において、以下について措置した。 ・石綿健康被害救済事業交付金(救済給付金等)として約 388 億円 ・石綿健康被害救済事業交付金等(徴収のための準備費)として約 8 億円 ・アスベスト濃度、健康影響の調査・リスク評価等として約 2 億円
	一般会計	0	0	0	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、健康被害を受けた方及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図る、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成 18 年法律第 4 号。以下「救済法」という。)が、平成 18 年 2 月 3 日に可決・成立し、一部を除き、同年 3 月 27 日から施行された。当面は石綿により健康被害を受けた者の数は増加していくものと考えられ、本制度の円滑な施行が求められる。

残された課題・新たな課題

救済法において、国は石綿健康被害の予防に関する調査研究の推進に努めなければならないこととされている。救済法の附帯決議において、以下の通りとされている。

- ・指定疾病については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること、また、指定疾病の認定にあたっては、認定基準を明確にするとともに、認定を迅速に行うこと、
- ・政府は石綿による健康被害の実態について十分調査・把握し、制度の施行に反映させるよう努めること、
- ・政府は、本制度の施行状況につき毎年とりまとめて公表するとともに、併せて最新の医学的知見、海外の状況その他の情報の収集と因果関係の解明に努め、その結果を踏まえて、必要があれば、施行後 5 年を待たずとも本制度について適宜適切に所要の見直しを行うこと

事業主は、平成 19 年度以降の救済給付の費用の一部を拠出することとしている(労災保険適用事業主、船舶所有者は一般拠出金。石綿の使用量、特定疾病の発生状況等を勘案して政令で定める要件に該当する事業主は特別拠出金)。

今後の取組

石綿による健康被害の救済に関する法律の着実かつ円滑な施行に努める。

「石綿の健康影響に関する検討会」の実態調査結果を平成 18 年度初めに取りまとめ、その結果を踏まえ、平成 18 年度以降は以下の調査等を実施する。

- ・中皮腫死亡者の医学的所見に関する解析調査
- ・石綿ばく露による健康リスク評価に関する調査
- ・石綿ばく露による肺がん死亡者の実態把握調査
- ・石綿健康被害に係る医学的判断に関する調査
- ・被認定者に関する医学的所見の解析調査

事業主等からの救済給付の費用の徴収の詳細について、有識者等による検討を経て、平成 18 年度の前半の出来るだけ早い時期に決定する。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映
	機構・定員要求への反映

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 10	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	環境情報の整備・提供と環境政策の基盤整備	担当部局	大臣官房
		評価者	総務課環境情報室長 藤倉 まなみ

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)		平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)	
政策(章)	2 章 環境保全施策の体系	政策(章)	7 章 各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節 3 環境情報の整備と提供	施策(節)	2 節 環境教育・環境学習の推進及び環境
その他関連する個別計画		-	

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 電子政府構築計画(H15.7.17 決定)に基づき、行政手続の電子化、総合的なワンストップサービスの仕組みや利用者の視点に立った行政ポータルサイト等の整備、及び環境情報の国民等への提供を図るとともに、内部管理業務及びシステムの見直しを行う。 国、地方公共団体等において、環境行政に携わる職員の知識の向上及び専門的技術の習得を目的として、行政研修(国際研修を含む)・分析研修及び職員研修を実施する。 地方環境事務所の体制を整備する。				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	1,912,394	2,386,694	1,474,325	
	一般会計	1,912,394	2,386,694	1,474,325	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

環境情報の体系的整備・提供や、「e-Japan 重点計画」に基づく申請・届出等手続のオンライン化(電子化)により電子政府の実現を図るとともに、地方も含めた環境情報の受発信の強化、環境政策関係者に対する研修等を通じた環境政策の基盤整備が図れ、目標達成に向け進展があった。 従来の自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所を統合し、地方支分部局である地方環境事務所を平成 17 年 10 月に設置したことにより、地域の実情に応じた機動的できめ細かな環境行政を展開できるようになった。 国、地方公共団体等において、環境行政に携わる職員の知識の向上及び専門的技術の習得を図る上で、行政研修(国際研修を含む)・分析研修及び職員研修が果たす効果は大きい。
--

残された課題・新たな課題

省内ネットワーク等システムの最適化計画の策定。 更なる手続のオンライン化を実施。 更なるアクセシビリティ対応の充実。 情報セキュリティ対策の充実・強化。 地方環境事務所の体制の強化。 脱温暖化社会及び循環型社会の構築に資する研修の一層の充実。 経済・社会データなども含めた環境情報の更なる収集、適切な利用推進、きめ細かな情報提供の充実。 長期的な視野からの環境政策形成の検討。

今後の取組

環境情報の体系的整備と提供、電子政府の実現に向けて各種施策を充実させる。 地方環境事務所の実質新年度となる平成 18 年度においては、組織の充実を図るとともに、その機能を十分に発揮し、業務を円滑に軌道に乗せる。 新たなニーズに対応した研修コース、カリキュラムの見直し等を実施し、効率的な研修の実施に努める。 環境統計等の環境データの総合的な整備・利用を推進する。 50 年といった長期間の環境政策のビジョン(超長期ビジョン)を策定する。
--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	